

制定 平成 24 年 11 月 20 日 原規総発第 121120002 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を下記のとおり改正する。

原子力規制委員会

記

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領中別表 3 及び別表 4 を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧規程						新規程					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
		(新設)				1	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。) 第6条第1項の精錬事業の変更の許可 (重要な変更に関するものに限る。) に関すること。	長官		要
		(新設)				2	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第1項の規定による保安規定の変更認可 (重要な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	長官		要
1	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。) 第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。) に関すること。	長官		要	3	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査 (検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
2	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	安全規制管理官		否	4	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	安全規制管理官		否
3	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可 (軽微な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	長官		要	5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可 (重要な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	長官		要
4	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査 (検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。) に関すること。	長官		要	6	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査 (検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
5	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	原子力防災課長		否	7	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	原子力防災課長		否
		(新設)				8	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可 (重要な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				9	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
		(新設)				10	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可 (重要な変更の認可に関するものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				11	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
		(新設)				12	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可 (重要な変更に関するものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				13	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の認可 (加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				14	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の変更の認可 (加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				15	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による加工施設の使用前検査 (加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不合格処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要
		(新設)				16	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の3第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる使用前検査に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
6	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査に関すること。	長官		要	17	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査 (不合格処分に係るものを除く。) に関すること。	長官		要

7	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
8	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
9	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	安全規制 管理官		否
10	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関すること。	総務課長		要
11	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関すること。	長官		要
12	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。	長官		要
13	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
14	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
15	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	原子力防 災課長		否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

18	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
19	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の5第1項の規定による施設定期検査(加工施設の新設、加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加した場合における初回の検査又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
20	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第16条の5第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官		否
21	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		否
22	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
23	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	安全規制 管理官		否
24	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関すること。	総務課長		否
25	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関すること。	総務課長		否
26	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。	長官		要
27	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
28	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
29	核物質防 護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関すること。	原子力防 災課長		否
30	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
31	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
32	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
33	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
34	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
35	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
36	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
37	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要

		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
16	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査に関すること。	長官			要
17	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官			要
18	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接の方法の認可に関すること。	長官			要
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
		(新設)				
19	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
20	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に関すること。	安全規制 管理官			否
21	総務課	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関すること。	総務課長			要
22	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関すること。	長官			要
23	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。	長官			要
24	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に関するものに 限る。)に関すること。	長官			要
25	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
26	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に関すること。	原子力防 災課長			否
		(新設)				

38	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の方法の認可(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
39	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。に関すること。	長官			要
40	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第1項の規定による原子炉施設の使用前検査(原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加若しくは基数の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
41	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる使用前検査に関すること。	安全規制 管理官	総務課長		否
42	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査(不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
43	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
44	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
45	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第28条第1項の規定による使用前検査(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加若しくは設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
46	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第29条第1項の規定による施設定期検査(原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加若しくは設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
47	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第29条第3項において準用する第16条の3第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官			否
48	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第1項の規定による原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官			要
49	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
50	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に関すること。	安全規制 管理官			否
51	総務課	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関すること。	総務課長			否
52	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関すること。	総務課長			否
53	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。	長官			要
54	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官			要
55	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官			要
56	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に関すること。	原子力防 災課長			否
57	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官			要

		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
27	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査に関すること。	長官		要
28	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

58	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
59	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
60	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
61	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
62	安全規制 管理官付	第43条の7第3項において準用する第43条の5の規定による原子力委員会の意見聴取(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
63	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の方法の認可(使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
64	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可(使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
65	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の9第1項の規定による使用前検査(使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
66	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の9第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる使用前検査に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
67	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査(不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
68	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可(不認可に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
69	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の10第4項の規定による使用済燃料貯蔵施設の検査に関すること。	長官		要
70	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の11第1項の規定による施設定期検査(初回の検査に係るもの、使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
71	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の11第3項において準用する第16条の3第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官		否
72	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要

29	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
30	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第6項において準用する第12条第6項の規定による職員の指定に関すること。	安全規制 管理官		否
31	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に限る。）に関すること。	長官		要
32	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
33	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長		否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
34	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の溶接検査に関すること。	長官		要
35	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

73	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
74	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第6項において準用する第12条第6項の規定による職員の指定に関すること。	安全規制 管理官		否
75	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要な変更の認可に限る。）に関すること。	長官		要
76	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
77	核物質防 護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防 災課長		否
78	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に限る。）に関すること。	長官		要
79	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
80	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に限る。）に関すること。	長官		要
81	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第43条の2第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
82	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不許可処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
83	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
84	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の変更の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
85	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条第1項の規定による再処理施設の使用前検査（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
86	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条第3項において準用する第16条の3第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる使用前検査に関すること。	安全規制 管理官		否
87	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
88	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
89	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2の2第1項の規定による再処理施設の施設定期検査（再処理施設の建物を新設若しくは増設した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
90	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第46条の2の2第3項において準用する第16条の5第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関すること。	安全規制 管理官		否
91	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理施設の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に限る。）に関すること。	長官		要

36	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
37	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	安全規制 管理官		否
38	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関する事。	長官		要
39	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
40	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	原子力防 災課長		否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
41	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接検査に関する事。	長官		要
42	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可に関する事。	長官		要
		(新設)			

92	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
93	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	安全規制 管理官		否
94	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
95	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
96	核物質防 護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	原子力防 災課長		否
97	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
98	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
99	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
100	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
101	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄の事業の変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
102	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の6第1項及び第2項の規定による確認に関する事。	長官		要
103	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関する事。	長官		要
104	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関する事。	長官		要
105	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の8第1項の規定による使用前検査（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分を除く。）に関する事。	長官		要
106	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の8第3項において準用する第16条の5第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関する事。	安全規制 管理官		否
107	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
108	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
109	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の9第4項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の検査に関する事。	長官		要

		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
43	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
44	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関する事	安全規制 管理官		否
45	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
46	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
47	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関する事	原子力防 災課長		否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
48	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事	長官		要
49	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事	長官		要
		(新設)			
50	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査に関する事	長官		要
		(新設)			

110	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の10第1項の規定による施設定期検査(初回の検査に係るもの、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合の初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関する事	長官		要
111	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の10第3項において準用する第16条の5第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構に行わせる施設定期検査に関する事	安全規制 管理官		否
112	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
113	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
114	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員に指定に関する事	安全規制 管理官		否
115	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
116	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
117	核物質防 護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員に指定に関する事	原子力防 災課長		否
118	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第2項の規定による坑道の閉鎖の工程ごとの確認に関する事	長官		要
119	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による閉鎖措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
120	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
121	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事	長官		要
122	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
123	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了確認に関する事	長官		要
124	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事	長官		要
125	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関する事	長官		要
126	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の2第1項の規定による施設検査(使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関する事	長官		要
127	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に対する不合格処分に係るものを除く。)に関する事	長官		要
128	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第56条の3第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要

51	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
52	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
53	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(軽微な変更の認可に関するものに限る。)に関する事	長官		要
54	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
55	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	原子力防災課長		否
56	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。)に関する事	長官		要
57	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可を除く。)に関する事	長官		要
58	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者の廃止措置計画の終了の確認(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。)に関する事	長官		要
59	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。)に関する事	長官		要
60	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可に関する事(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。)	長官		要
61	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の終了の確認(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。)に関する事	長官		要
62	安全規制管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関する事	長官		要
63	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関する事	長官		要
64	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関する事(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。)第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計の承認をしたものに限る。)	長官		要
65	核物質防護室	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関する事(軽微なものに限る。)	長官		要
66	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関する事	長官		要
67	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事	長官		要

129	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
130	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
131	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
132	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	長官		要
133	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	原子力防災課長		否
134	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。)に関する事	長官		要
135	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
136	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者の廃止措置計画の終了の確認に関する事	長官		要
137	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。)に関する事	長官		要
138	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	長官		要
139	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の終了の確認に関する事	長官		要
140	安全規制管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関する事	長官		要
141	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関する事	長官		要
142	安全規制管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関する事	長官		要
143	核物質防護室	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関する事	原子力防災課長		否
144	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関する事	長官		要
145	安全規制管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事	長官		要

		(新設)			
		(新設)			
68	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否
69	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収(第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	政策評価・広報課長	否
70	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査(第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	政策評価・広報課長	否
71	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査(検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規程を決定したものに限り(前号の立入検査を除く。))に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
72	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第5項の規定による同法第52条第1項の使用の許可又は第55条第1項の使用の変更の許可にあつての文部科学大臣の意見の聴取に関すること(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者の使用を除く。)	長官		要
73	核物質防護室	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(軽微な変更の認可に関するものに限る。)	長官		要
74	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課室長等	総務課長、原子力防災課長(原子力防災課の所掌に係るものを除く。)	否
75	安全規制管理官付	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
76	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。)第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
77	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
78	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による処分文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否

146	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関すること。	安全規制管理官		否
147	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	長官		要
148	安全規制管理官付	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否
149	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収(第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	政策評価・広報課長	否
150	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで、第5項及び第8項の規定による立入検査(第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	政策評価・広報課長	否
151	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで、第5項及び第8項の規定による立入検査(検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規程を決定したものに限り(前号の立入検査を除く。))に関すること。	長官		要
152	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第1項の規定による同法第26条第1項又は第26条第2項第1項の規定による変更の許可(重要な変更に係るものを除く。)にあつての文部科学大臣及び経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
153	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第2項の規定による同法第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による許可(重要な変更に係るものを除く。)にあつての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
154	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第5項の規定による同法第43条の7第1項若しくは第51条の5第1項(重要な変更に係るものを除く。)又は第52条第1項若しくは第55条第1項(原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)の規定による許可にあつての文部科学大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要
155	核物質防護室	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更の認可に関するものを除く。)	長官		要
156	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課室長等	総務課長(核物質防護室の所掌に係るものに限る。)、原子力防災課長(原子力防災課の所掌に係るものを除く。)	否
157	安全規制管理官付	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。	安全規制管理官		否
158	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。)第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。	安全規制管理官		否
159	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官		否
160	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第5項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官		否
161	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による処分文部科学大臣等への通報に関すること。	安全規制管理官		否

79	核物質防護室	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号）第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
		(新設)			
80	安全規制管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
81	安全規制管理官付	加工規則第3条の16の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設定期検査の実施にかかる通知書に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
82	総務課	加工規則第8条の8の規定による核燃料取扱主任者免状の再交付に関する事。	総務課長		要
		(新設)			
83	総務課	加工規則第8条の15の規定による認定課程の確認に関する事。	長官		要
84	総務課	加工規則第8条の17の規定による認定等の公示に関する事。	長官		要
85	核物質防護室	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
86	核物質防護室	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			

162	核物質防護室	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
163	核物質防護室	製錬規則第7条の6の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
164	安全規制管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
165	安全規制管理官付	加工規則第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	安全規制管理官		否
166	安全規制管理官付	加工規則第3条の16の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設定期検査の実施にかかる通知書に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
167	安全規制管理官付	加工規則第3条の17の規定による施設定期検査合格証の交付に関する事。	安全規制管理官		否
168	安全規制管理官付	加工規則第7条の6第1項第2号及び第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
169	総務課	加工規則第8条の8の規定による核燃料取扱主任者免状の再交付に関する事。	総務課長		否
170	総務課	加工規則第8条の10の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の設定に関する事。	長官		要
171	総務課	加工規則第8条の15の規定による認定課程の確認に関する事。	長官		要
172	総務課	加工規則第8条の17の規定による認定等の公示に関する事。	総務課長		否
173	核物質防護室	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
174	総務課	加工規則第9条の15の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
175	安全規制管理官	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉規則」という。）第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	安全規制管理官		否
176	安全規制管理官	実用炉規則第3条の15の3第1項の機構への通知に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
177	安全規制管理官	実用炉規則第3条の16の規定による施設定期検査合格証の交付に関する事。	安全規制管理官		否
178	安全規制管理官付	実用炉規則第12条第4号の規定による確認に関する事。	長官		要
179	安全規制管理官付	実用炉規則第13条第1項第2号及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
180	核物質防護室	実用炉規則第19条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
181	安全規制管理官付	実用炉規則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
182	安全規制管理官付	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条第2項第9号の設計及び工事の方法の認可の申請書に添付すべき書類に関する事（溶接の方法を除く。）。	安全規制管理官		否

		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
87	核物質防護室	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
88	核物質防護室	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
89	総務課	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「試験細目規則」という。）第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	総務課長		要
		(新設)			
90	総務課	試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関すること。	長官		要
91	総務課	試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関すること。	長官		否
92	安全規制管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。）第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
93	安全規制管理官付	貯蔵規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
94	核物質防護室	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要

183	安全規制管理官付	試験炉規則第3条の6の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
184	安全規制管理官付	試験炉規則第3条の16の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
185	安全規制管理官付	試験炉規則第12条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
186	核物質防護室	試験炉規則第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
187	安全規制管理官付	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下この表において「研開炉規則」という。）第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
188	安全規制管理官	研開炉規則第19条の3第11項の機構への通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
189	安全規制管理官付	研開炉規則第20条の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
190	安全規制管理官付	研開炉規則第32条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
191	核物質防護室	研開炉規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
192	安全規制管理官付	研開炉規則第43条の13の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
193	総務課	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「試験細目規則」という。）第6条の規定による筆記試験合格証の送付に関すること。	総務課長		否
194	総務課	試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関すること。	総務課長		否
195	総務課	試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	長官		要
196	総務課	試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関すること。	長官		要
197	総務課	試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関すること。	総務課長		否
198	安全規制管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。）第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
199	安全規制管理官付	貯蔵規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
200	安全規制管理官付	貯蔵規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	長官		要
201	安全規制管理官付	貯蔵規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
202	安全規制管理官付	貯蔵規則第21条の規定により施設定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
203	安全規制管理官付	貯蔵規則第34条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
204	核物質防護室	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要

		(新設)			
95	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年総理府令第10号。以下この 表において「再処理規則」という。)第6 条の4第1項及び第3項の規定による原子 力安全基盤機構の使用前検査の実施にか かる通知書に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
96	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の10の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構の施 設定期検査の実施にかかる通知書に関する 事。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
97	核物質防 護室	再処理規則第19条の3第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関す る事。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
98	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ れた物の第一種廃棄物埋設の事業に関する 規則(平成20年経済産業省令第23号。以 下この表において、「第一種埋設規則」とい う。)第22条第1項及び第3項の規定によ る原子力安全基盤機構が行う使用前 検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
99	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第37条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う施 設定期検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
100	核物質防 護室	第一種埋設規則第70条第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関す る事。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			

205	安全規制 管理官付	貯蔵規則第4.3条の12の2において準用 する実用炉規則第19条の16の5の規定に よる必要な措置の要求に関する事。		長官	要
206	安全規制 管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則 (昭和46年総理府令第10号。以下この 表において「再処理規則」という。)第6 条の4第1項及び第3項の規定による原子 力安全基盤機構の使用前検査の実施にか かる通知書に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
207	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の規定による使用前検査 合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
208	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の10の3第1項及び第 3項の規定による原子力安全基盤機構の施 設定期検査の実施にかかる通知書に関する 事。	安全規制 管理官	総務課長	否
209	安全規制 管理官付	再処理規則第7条の11の規定による施設 定期検査合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
210	安全規制 管理官付	再処理規則第14条第1項第2号及び第 2項の規定による措置の承認に関する事。		長官	要
211	核物質防 護室	再処理規則第19条の3第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関す る事。	長官		要
212	安全規制 管理官付	再処理規則第19条の15の2において準 用する実用炉規則第19条の16の5の規定に よる必要な措置の要求に関する事。		長官	要
213	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ れた物の第一種廃棄物埋設の事業に関する 規則(平成20年経済産業省令第23号。以 下この表において、「第一種埋設規則」とい う。)第9条第1項及び第3項の規定によ る原子力安全基盤機構が行う第一種廃 棄物埋設に関する確認の実施に係る通知に 関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
214	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第13条の規定による確認 証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
215	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第22条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う使 用前検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
216	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第24条の規定による使用 前検査合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官		否
217	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第27条第1号の規定によ る承認に関する事。		長官	要
218	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第37条第1項及び第3項 の規定による原子力安全基盤機構が行う施 設定期検査の実施に係る通知に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
219	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第39条の規定による施設 定期検査合格証の交付に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
220	安全規制 管理官付	第一種埋設規則第60条第1項第1号及び 第2項の規定による措置の承認に関する 事。		長官	要
221	核物質防 護室	第一種埋設規則第70条第3号の規定によ る核物質防護管理者の要件の認定に関す る事。	長官		要
222	安全規制 管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ れた物の第二種廃棄物埋設の事業に関する 規則(昭和63年総理府令第1号。以下こ の表において「第二種埋設規則」とい う。)第6条の3第1項及び第3項の規定 による原子力安全基盤機構が行う第二種 廃棄物埋設に関する確認の実施に係る通知に 関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否
223	安全規制 管理官付	第二種埋設規則第9条の規定による確認証 の交付に関する事。	安全規制 管理官		否

		(新設)			
101	核物質防護室	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物処理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。)第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
102	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。)第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
103	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
104	核物質防護室	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
105	核物質防護室	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。)第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
106	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること(外運搬規則第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計の承認をしたものに限る)。	長官		要
107	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	安全規制管理官		否
108	安全規制管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	安全規制管理官		否

224	安全規制管理官付	第二種埋設規則第18条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	安全規制管理官		否
225	核物質防護室	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
226	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。)第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
227	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
228	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	長官		要
229	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
230	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第21条の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否
231	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第32条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
232	核物質防護室	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
233	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第35条の15の2において準用する表用伊則第19条の16の5の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
234	安全規制管理官付	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。)第2条の4の規定による施設検査合格証の交付に関すること。	長官		要
235	安全規制管理官付	使用規則第2条の10の規定による溶接検査合格証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
236	核物質防護室	使用規則第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	長官		要
237	安全規制管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和53年総理府令第56号。以下この表において「外廃棄規則」という。)第5条の規定による確認証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
238	安全規制管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。)第20条の規定による運搬確認証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
239	安全規制管理官付	外運搬規則第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計承認に関すること。	長官		要
240	安全規制管理官付	外運搬規則第22条第1項の規定による容器承認書の交付に関すること。	安全規制管理官		否
241	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること。	安全規制管理官		否
242	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	安全規制管理官		否
243	安全規制管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	安全規制管理官		否

109	安全規制 管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成15年経済産業省令第112号。以下この表において「原子炉等規制法に基づくJNES検査省令」という。）第2条第6号の規定による原子力安全基盤機構の原子力施設検査員の認定に関すること。	長官		要
110	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第3条第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関すること。	長官		要
111	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条第9号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄物施設施設確認員の認定に関すること。	長官		要
112	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条の2第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定すること。	長官		要
113	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第5条第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関すること。	長官		要
114	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第6条第9号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関すること。	長官		要
115	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令（平成15年文部科学省令第45号。以下この表において「試験炉等JNES確認省令」という。）第3条の2第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関すること。	長官		要
116	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定に関すること。	長官		要
117	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条の3第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関すること。	長官		要
118	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第4条第9号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
119	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める件（平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第41条第5項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
120	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
		(新設)			
		(新設)			

244	安全規制 管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成15年経済産業省令第112号。以下この表において「原子炉等規制法に基づくJNES検査省令」という。）第2条第6号の規定による原子力安全基盤機構の原子力施設検査員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
245	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第3条第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
246	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条第9号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄物施設施設確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
247	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条の2第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
248	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第5条第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
249	安全規制 管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第6条第9号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
250	安全規制 管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令（平成15年文部科学省令第45号。以下この表において「試験炉等JNES確認省令」という。）第3条の2第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
251	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
252	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条の3第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
253	安全規制 管理官付	試験炉等JNES確認省令第4条第9号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
254	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1項第1号表中ロの規定による特別形核燃料物質等に係る試験の承認に関すること。	長官		要
255	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第2項の規定による核燃料輸送物設計承認書の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
256	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第3項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	安全規制 管理官		否
257	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第5項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
258	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関すること。	安全規制 管理官		否
259	安全規制 管理官付	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号。以下この表において「製錬事業者等放射能濃度確認規則」という。）第4条の規定による確認証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
260	安全規制 管理官付	製錬事業者等放射能濃度確認規則第8条第1項及び第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構が行う確認の実施に係る通知に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否

		(新設)			
		(新設)			

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	電気事業法(昭和39年法律第170号。以下この表において「電事法」という。)第43条第2項の規定による主任技術者の選任の許可に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
2	安全規制管理官付	電事法第48条第5項の規定による工事計画の審査の延長に関すること。	安全規制管理官		要
		(新設)			
3	安全規制管理官付	電事法第50条の2第3項の規定による使用前安全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
4	安全規制管理官付	電事法第51条第1項の規定による燃料体検査(新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
		(新設)			
5	安全規制管理官付	電事法第51条第3項の規定による輸入燃料体検査(新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
6	安全規制管理官付	電事法第52条第3項の規定による溶接安全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
7	安全規制管理官付	電事法第55条第4項の規定による定期安全管理審査に関すること。	長官		要
		(新設)			
		(新設)			
8	安全規制管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令(平成24年経済産業省令第2号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。)第6条第2号の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
		(新設)			

261	安全規制管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年文部科学省令第49号。以下この表において「試験炉放射能濃度確認規則」という。)第4条第2項の規定による確認証の交付に関すること。	安全規制管理官		否
262	安全規制管理官付	試験炉放射能濃度確認規則第9条第1項及び第3項の規定による独立行政法人原子力安全基盤機構が行う確認の実施に係る通知に関すること。	安全規制管理官	総務課長	否

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	電気事業法(昭和39年法律第170号。以下この表において「電事法」という。)第43条第2項の規定による主任技術者の選任の許可に関すること。	長官		要
2	安全規制管理官付	電事法第47条第1項の規定による工事計画の認可(重要なものを除く。)に関すること。	長官		要
3	安全規制管理官付	電事法第47条第2項の規定による工事計画の変更の認可(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
4	安全規制管理官付	電事法第48条第3項の規定による期間の短縮に関すること。	安全規制管理官		否
5	安全規制管理官付	電事法第48条第5項の規定による工事計画の審査の延長に関すること。	安全規制管理官		否
6	安全規制管理官付	電事法第49条第1項の規定による使用前検査(原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
7	安全規制管理官付	電事法第50条の2第3項の規定による使用前安全管理審査に関すること。	長官		要
8	安全規制管理官付	電事法第50条の2第6項及び第7項の規定による使用前自主検査の実施に係る体制の審査に係る通知及び評定に関すること。	長官		要
9	安全規制管理官付	電事法第51条第1項の規定による燃料体検査(新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
10	安全規制管理官付	電事法第51条第2項第1号の規定による燃料体設計の認可(重要なものを除く。)に関すること。	長官		要
11	安全規制管理官付	電事法第51条第3項の規定による輸入燃料体検査(新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
		(削除)			
12	安全規制管理官付	電事法第52条第5項の規定による溶接安全管理審査の評定及び通知に関すること。	長官		要
13	安全規制管理官付	電事法第54条第1項の規定による定期検査(原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	長官		要
		(削除)			
14	安全規制管理官付	電事法第55条第6項の規定による定期安全管理審査の通知及び評定に関すること。	長官		要
15	安全規制管理官付	電事法第107条第1項、第6項、第9項又は第10項の規定による立入検査(検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規程を決定したものに限り。)に関すること。	長官		要
16	安全規制管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令(平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。)第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。	長官		要
17	安全規制管理官付	原子力発電工作物保安省令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。	安全規制管理官		否

		(新設)			
9	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官		要
		(新設)			
10	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第20条第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
11	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関すること。	長官		要
12	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第27第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
13	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第27第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
14	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第30条第1項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関すること。	長官		要
15	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第31第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
16	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第31第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の輸入燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
17	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第56条第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の定期検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

18	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第18条第1号又は第3号の規定による電気工物物の使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
19	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官		要
20	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第20条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
21	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第20条第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
22	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
23	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第23条第4項の規定による使用前検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
24	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関すること。	長官		要
25	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第27第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
26	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第27第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
27	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第28条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
28	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第30条第1項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関すること。	安全規制 管理官		否
29	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第31第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
30	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第31第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の輸入燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
31	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第33条の規定による燃料体検査合格証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
32	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第34条第3項の規定による燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
33	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第54条第1項第1号又は第2号の規定による定期検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
34	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第56条第1項の規定による定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
35	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第56条第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の定期検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
36	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第57条の規定による定期検査終了証の交付に関すること。	安全規制 管理官		否
37	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第58条第4項の規定による定期検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
38	安全規制 管理官付	原子力発電工物保安省令第60条第3項第1号または第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
39	安全規制 管理官付	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（軽易なものに限る。）に関すること。	長官		要
40	安全規制 管理官付	発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令第2条第1項の規定による特殊な加工の認可（軽易なものに限る。）に関すること。	長官		要

		(新設)			
		(新設)			
		(新設)			

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	原子力防災課	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。)第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	原子力防災課長	総務課長	否
2	原子力防災課	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの内閣府への送付に関する事。	原子力防災課長	総務課長	否
3	原子力防災課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事。	長官		要
4	原子力防災課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する事。	原子力防災課長	総務課長	否
		(新設)			

41	安全規制管理官付	電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令(平成15年経済産業省令第101号。以下この表において「表用炉等INES検査省令」という。)第2条第9号の規定による原子力安全基盤機構の電気工作物検査員の認定に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
42	安全規制管理官付	表用炉等INES検査省令第3条第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接安全管理審査員の認定に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否
43	安全規制管理官付	表用炉等INES検査省令第4条第8号の規定による原子力安全基盤機構の定期安全管理審査員の認定に関する事。	安全規制管理官	総務課長	否

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	原子力防災課	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。)第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	原子力防災課長		否
2	原子力防災課	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの内閣府への送付に関する事。	原子力防災課長		否
3	原子力防災課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事。	長官		要
4	原子力防災課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する事。	原子力防災課長		否
5	原子力防災課	原災法第32条の1第1項の規定による立入検査(検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規程を決定したものに限り。)に関する事。	長官		要

旧規程						新規程					
別表第4（その他の法令） （1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）関係						別表第4（その他の法令） （1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	主管課等	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第29条第1項の規定による中期目標の公表に関すること。	課長	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)				2	主管課等	通則法第45条第1項ただし書の規定による短期借入金の認可に関すること。同条第2項ただし書の規定による短期借入金の借り換えの認可に関すること及び同条第4項の規定による短期借入金の認可についての評価委員会の意見の聴取に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)				3	主管課等	第47条の規定による有価証券又は金融機関の指定に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
1	総務課	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第62条で準用する第53条第1項の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の届出についての独立行政法人評価委員会への通知に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否	4	主管課等	通則法第62条で準用する第53条第1項の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の届出についての独立行政法人評価委員会への通知に関すること。	長官	政策評価・広聴広報課長	否
		(新設)				5	主管課等	第64条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。（あらかじめ委員会がその業務のための内部規程を決定したものに限り。）	長官	政策評価・広聴広報課長	要
（2）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係						（2）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
1	政策評価・広聴広報課	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下この表において「政策評価法」という。）第6条第4項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否	1	政策評価・広聴広報課	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下この表において「政策評価法」という。）第6条第4項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
2	政策評価・広聴広報課	政策評価法第7条第3項の規定による実施計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否	2	政策評価・広聴広報課	政策評価法第7条第3項の規定による実施計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
3	政策評価・広聴広報課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその要旨の公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否	3	政策評価・広聴広報課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその要旨の公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
4	政策評価・広聴広報課	政策評価法第11条第1項の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否	4	政策評価・広聴広報課	政策評価法第11条の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び公表に関すること。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
（3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係						（3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	安全規制管理官付	第27条第3項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	安全規制管理官		否
（4）ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）関係						（4）ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	安全規制管理官付	第35条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	安全規制管理官		否
（5）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係						（5）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	安全規制管理官付	第23条第3項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	安全規制管理官		否
（6）騒音規制法（昭和43年法律第98号）関係						（6）騒音規制法（昭和43年法律第98号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	安全規制管理官付	第21条第2項の規定による市町村長に対する通知に関すること。	安全規制管理官		否
（7）振動規制法（昭和51年法律第64号）関係						（7）振動規制法（昭和51年法律第64号）関係					
事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要	事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要
		(新設)				1	安全規制管理官付	第18条第2項の規定による市町村長に対する通知に関すること。	安全規制管理官		否